

一般社団法人大阪ボート協会倫理規定

(目的)

第1条 この規定は一般社団法人大阪ボート協会（以下「本協会」という）会員の倫理に関する規律の基本となるべき事項を定めることにより、ボート競技の健全な普及及び振興を図り、もってスポーツマンシップを昂揚し、明るく正しい社会の発展に寄与するという本協会及び会員に与えられた社会的使命を実現することを目的として、一般社団法人大阪ボート協会定款（以下「定款」という。）第11条に定める倫理規定を定めるものである。

(会員の責務)

第2条 会員は所定の本協会の目的を達成する為、その氏名にふさわしい倫理を自覚し、自らの行動を規律するよう努めなければならない。

(会員の倫理綱領)

第3条 1. 会員は、暴力、セクシュアルハラスメント及びドーピング等薬物乱用などの行為を絶対に行ってはならない。
2. 会員は個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
3. 会員は日常の行動について公私の別を明らかにし、その役職や地位を利用して自らの私的な利益を図ってはならない。
4. 会員は、補助金、助成金等の経理処理に関し、適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
5. 会員は名誉を重んじ、常に品位を高め当協会の信頼を維持するよう努めなければならない。
6. 社団法人日本ボート協会競技者規定に違反しないこと。

(倫理委員会の設置)

第4条 1. この規定の実効性を確保する為、本協会に倫理委員会を設置する。
2. 倫理委員会の組織及び運営に関する事項については、公正な調査及び意見具申ができるものとなるよう、理事会により定める。

(違反会員に対する処分等)

第5条 1. 会員が第3条の規定に違反するおそれがあると認められる場合、倫理委員会は直ちに事実関係を調査のうえ、理事会に対しその行為を防止する為に必要な意見具申を行う。
2. 会員に第3条の規定に違反する行為があったと疑うに足る相当な理由がある場合、倫理委員会は直ちに事実関係を調査する。
3. 前項の調査の結果、会員に第3条の規定に違反する行為があったと認められた場合、理事会は倫理委員会の意見具申を受けて、定款第11条の適用の社員総会への提案、警告、勧告または再発防止策の実施等の必要な措置を講ずるものとする。

(予防策の実施)

第6条 理事会は、必要に応じて、不祥事予防のための意識啓発活動等を検討し、

実施するものとする。

(規定の変更)

第7条 この規定は理事会の議決により変更することができる。

(細則)

第8条 この規定の実施に必要な事項は理事会の議決により別に定める。

附則 この規定は平成24年2月15日から実施する。

(参考)

一般社団法人大阪ボート協会定款

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは社員総会の決議により、これを除名することができる。この場合その会員に対し決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1.この定款に違反したとき。
- 2.別に定める倫理規定に違反したとき。
- 3.その他、除名すべき正当な事由があるとき。

社団法人日本ボート協会競技者規定

第2条 加盟協会は次の各号に該当する者を、競技者として登録することはできない。又登録後に該当した場合、加盟協会は直ちに登録を抹消し、日本協会に連絡しなければならない。

- (1) 日本協会の事前承認を得ずに、競技者がスポンサーの宣伝に協力する契約を締結すること、自己の氏名・写真・競技成績などを広告に使用させること、或は競技用資器材の販売を直接又は間接に行うなどの行為をした者。この規定は、加盟協会及び団体にも準備するものとする。
- (2) 日本協会が禁止した競漕会に参加した者。
- (3) 競技に際して、特にドーピング又は暴力行為などにより、明らかにフェアプレー精神に違反した者。
- (4) 大会会場において、明らかに品位に欠ける振る舞いをした者。
- (5) 本規定に違反し、競技者として著しく品位又は名誉を傷つけたもの。